

事業開始時のチェックポイント

地域学校協働活動では、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた様々な取組を行うことができます。

これから各事業を実施する場合、次の7つの点に配慮しながら準備を進めていただくことにより、よいスタートがされるのではないかと思いますので、参考にしてください。

チェック1 運営方針等の確認

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	○

学校・家庭・地域には、それぞれどのようなニーズがあるのか、どのような思いがあるのか、現在実施されている取組はどのようなものがあるのか等を整理することで、これから始める事業のねらいや特性が明確になってきます。

地域ぐるみで子どもの育ちを支援する活動の場として、どのような取組が必要か、どのような方々にかかわっていただくのか、活動によって子どもたちがどのように成長していくのか等を確認しましょう。

チェック2 運営委員会の設置

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	—

<学校支援地域本部、土曜教育支援事業、放課後子ども教室>

事業の実施にあたっては、学校・家庭・地域の関係者が、当事者意識を持って域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する「運営委員会」の設置が必要です（地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができます。）。

運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行います。

委員の選定にあたっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、民生委員・児童委員、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めてください。

チェック3 地域コーディネーターの配置

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	—

<学校支援地域本部、土曜教育支援事業、放課後子ども教室>

事業の実施にあたっては、「地域コーディネーター」を必ず配置してください。地域コーディネーターは、事業を実施するための計画を企画・提案し、関係者等との実施に向けた調整や地域での協力者の確保・登録・配置といった業務を行う総合的な調整役であり、特定の資格や職業を指すものではありません。

また、市町村内に地域コーディネーターを複数配置する場合、地域コーディネーター間の連絡・調整、地域コーディネーターの確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図る「統括コーディネーター」を配置することができます。

チェック4 人材の確保

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	○

<学校支援地域本部、土曜教育支援事業、放課後子ども教室>

地域の実情に応じた仕組みの下に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するよう努めるとともに、教育活動推進員や教育活動サポーター等を配置し、活動の充実を図ってください。

教育活動推進員：地域学校協働活動の支援を実施

教育活動サポーター：様々な地域学校協働活動の実施に当たってプログラムの実施のサポートを行う

学習支援員：学習が遅れがちな中学生・高校生等に対する学習支援を行う（地域未来塾）

<放課後児童クラブ>

国の基準により、「放課後児童支援員」の資格をもった専任の職員を、支援の単位ごとに2名以上配置しなくてはなりません（うち1名は、補助員代替可）。※平成31年度末までの経過措置あり

放課後児童支援員：都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」修了者

補助員：「子育て支援員研修基本研修及び専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい

※詳細は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）」をご覧ください。



チェック5 活動場所の確保

学校支援地域本部 (学校等)	土曜教育支援事業 (学校等)	放課後子ども教室 ○	放課後児童クラブ ○

<放課後子ども教室>

学校の余裕教室等の活用をはじめ、地域の公民館や集会所、旧小学校・旧保育所、集落活動センター等を候補として活動場所を選定してください。(ただし、月々の会場使用料は補助事業の対象となりませんので、ご注意ください。)

曜日や期間(長期休業中等)によって活動場所を変更することも可能です。

<放課後児童クラブ>

国の基準により、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた「専用区画」を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」とされており、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所、幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施することができます。

また、「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。」とされています。 ※平成31年度末までの経過措置あり

※詳細は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)」をご覧ください。

チェック6 開設(所)日数・時間の決定

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	○

<学校支援地域本部、土曜教育支援事業>

実施基準は特にありません。

<放課後子ども教室>

○実施基準：年間249日以内、1日4時間以内(長期休業中等は8時間以内)

無理なくできることから実施していただくことも重要ですので、現時点で頻度の下限基準はありませんが、年に数回の単発的な催し物ではなく、目安として週1回程度は実施していただけるような仕組みづくりを進めてください。

<放課後児童クラブ>

○実施基準：年間250日以上、1日3時間以上(長期休業中等は8時間以上)

ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも補助事業の対象となります。

また、上記の開所時間を原則としますが、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して定めることができます。

チェック7 安全・安心の確保

学校支援地域本部	土曜教育支援事業	放課後子ども教室	放課後児童クラブ
○	○	○	○

事業を実施する前に、子どもたちや活動を支援して下さる方の安全の確保(危険箇所の点検等)及び万一の場合に備えた傷害保険等への加入をお願いします。

受益者負担の観点から、子どもや保護者にかかる保険料は実費負担となりますが、学校支援地域本部、土曜教育支援事業、放課後子ども教室の活動に参加するコーディネーターやボランティアの方々、放課後児童支援員等の保険料は補助事業の対象となります。

また、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおいて、防災マニュアルの作成・見直しや定期的な防災訓練等の実施にも取り組んでください。